様式第４　法第48条第１項第５号関係（農用地利用計画の変更）

農業振興地域の整備に関する法律第８条第４項に規定する
農用地利用計画の変更に関する事項

図面記号					
X					
変更前の農用地区域面積	農用地区域への編入面積	農用地区域からの除外面積	変更後の農用地区域面積	農業上の用途区分	
				用途区分	面　積
19.2ha (19.0ha)	0.0ha (0.0ha)	19.2ha (19.0ha)	0.0ha (0.0ha)	—	—

（注）
１　図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。複数の土地の区域に係る場合は、該当するすべての記号を記載すること。
２　各面積欄には、面積の下に「うち農地面積」を（　）書きで記載すること。
３　「農業上の用途区分」は、農業上の用途区分ごとの変更後の面積を記載すること。

農用地利用計画

１　農用地区域
　下表の「範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地を農用地区域とする。

地区・区域番号	範　囲	除外する土地	備　考
	別紙のとおり。		

２　農業上の用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区・区域番号	用途区分
D-3 （末ノ森）	・大字末ノ森字前田 農地：15-1～17、19、26-1、26-3、336、35、42、45、90、95番地 ・字神ノ内 農地：10、15、27、32、39、40、42、43、48、50、52、53、56、61、62、63、64、65、68、69、70、75、79、79-2番地 ・字八合田 農地：68-1～68-5、115-1、115-6、116-3、121-1、125、128-1の一部、132-1、136-3、139-1、139-3、139-4、145-1番地 ・字高田 農地：1、2、38～50、54-2番地 農業用施設用地：36、37番地 ・字仁田久保 農地：1-1～7、10、10-2、12～33-1、35～46-1、48-7～67、69～71、72～73-2、74～101-2、101-5～101-10、102-1、102-3、109～113、115、116番地のうち、「１　農用地区域」の表の「範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地 ・字東前畑 農地：1-1～19、20、21-2～22-3、34～36、35-3、39、41、42、45～54、57、58、60～62、65-1、66-1～68-1、72、73-2、75-1、77-1～79、82、84-1～90、92-3、94-1、94-2番地 ・字西前畑 農地：1、6、7、9～16-1、18-1～34、37、38、40～48、50、51、55-1～55-3、57～65-1、66、67～71-3、82、88～91-4、95～103-1、108、112、114-1、121-1、124-1、127-1、130-1、133-1、135、145-1番地 ・字麦ノ沢 農地：全区域 ・字堤ノ上 農地：1-10～1-13、1-15、1-17、1-27～1-29、2-2、2-4、4-1、4-5、4-6、7-10、7-12～7-14、7-16～7-18、7-23、7-24、8-10～8-14、8-16、8-19～8-21、8-30、8-31、21-4、21-6、23、27-1、27-4、29-1、29-4、29-5、33、34、35-1、36-1、37-1、39-1番地 ・字大場 農地：全区域 ・字沢目 農地：全区域 ・字香取 農地：2、3-1～5、6、7～13-3、14、15-1、17、19-1～19-3、22-1～22-3、24、26、28、30、32、34、36-1～40、42、43～59-1、62、64～75-1、77、79、81、83、85、87、88、95、96、100～109、111-1～128、122-2番地

	・字数嶮洞 農地：13-1、13-2番地 農業用施設用地：91-1、92-1、94、97の一部、98の一部、99番地
D-4 （大堀）	・大字大堀字近江前 農地：18-1、18-3、31、32番地 ・字板木 農地：1、2、8、12、12-2、14、15-2、18、22-2、32、54、63、69-3番地 ・字上ノ原 農地：1-14～1-16、1-19～1-25、1-28、1-30、1-39、1-40、1-43～1-47、3、4、14-2、23-2、23-3、23-5、23-6、24-1、24-3、26、27、32-4、33-1～36、37-1の一部～41-1、42-3～44-4、49～54-3、56番地のうち、「１　農用地区域」の表の「範囲」欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地以外の土地 ・字大堀 農地：1-1～36、41-1～60-2、61-1～84、86～90-2、94～107、109-1～161、249-1～249-

（注）

１　農用地区域及び農業上の用途区分は、大字、字、小字及び地番、一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向、平面図等により表示すること。表示に当たって、「区域の範囲」、「除外する土地」など文章表示では明確を期しがたい場合は、その部分について、おおむね2,500分の１程度の平面図を併用して表示すること。

２　一定の地物、施設、工作物については、確認した時点を記載すること。

３　１農用地区域の表については、変更前の農用地利用計画に、農用地区域に編入する土地は「範囲」の欄に、農用地区域から除外する土地は「除外する土地」の欄に追記等すること。

４　農業上の用途区分は、変更前の農用地利用計画に、当該用途区分（農用地、採草放牧地、混牧林地、農業用施設用地）ごとの変更事項を追記等すること。

添付資料

農用地図

様式第4　別紙

農用地利用計画
1　農用地区域

下表の「範囲」欄に掲げる区域に含まれる土地のうち「除外する土地」欄に掲げる土地、並びにこれらの土地以外であって現況宅地、境内・墓地・鉄道敷地・国県町道敷地・河川敷地・雑地・山林を除いた土地を農用地区域とする。

地区・区域―号	範囲	除外する土地		備考
大堀	旧大堀村 （大字末ノ森・大堀地区）	・大字末ノ森字仁田久保	1―1 1―2 1―7 2―3 2―5 2―6 4―3 4―6 4―7 4―8 6―5 6―6 7 7－1 7－2 10 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 24―1 25 25―1 26 26―1 27 27―1 28 28―2 29―2 30 30―2 32 32―2 33―1 35 35―2 36 36―2 37 38 38―2 38―3 39 40 40―2 41 42 42―2 43 44 44―1 45 45―1 46―1 48―7 49―1 49―2 50 50―3 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60	※「除外する土地」の大字末ノ森のうち字仁田久保以外の土地は変更がないため記載省略。

地区・区域一号	範囲	除外する土地	備考
		61 62	

地区・区域一号	範囲	除外する土地	備考
		113 115 116	

地区・区域―号	範囲	除外する土地		備考
		・大字大堀字上ノ原	14―2 15－1～17 19 24―2 32―1 37―1の一部 42―1 49 50―1 50―2 50―3 51―1 51―2 51―3 52―1 53―1 54―2 54―3 56	※「除外する土地」の大字大堀のうち字上ノ原以外の土地は変更がないため記載省略。

地区・区域―号	範囲	除外する土地	備考
		63 64 65 66 67 69 70 71 71―2 72 73 73―2 73―5 73―6 73―7 73―8 74 74―4 75 76 77 77―2 78―1 78―2 79 80―1 81―1 82―1 83―1 84―1 85―1 86―1 87―1 88―1 89 89―2 90 91 92 92―2 93 94 94―1 95 95―1 95―2 95―3 95―4 95―5 96 96―1 96―2 96―3 96―4 96―5 96―6 97 97―1 97―4 97―5 98 98―2 98―3 98―4 99 100―1 100―2 101 101―1 101―10 101―2 101―5 101―6 101―7 101―8 101―9 102―1 102―3 102―4 103―1 103―2 104 107 109 110 111 112	